

私たちの京都 文化芸術の未来へ 共に

京都市文化会館のパートナー団体を募集します

ー 音楽・舞踊・演劇の活動をされているみなさまへー

京都市北文化会館



京都市右京ふれあい文化会館



京都市東部文化会館



文化芸術活性化
パートナー団体
募集のご案内

京都市西文化会館ウエスティ



京都市呉竹文化センター



I 事業概要

京都市文化会館（指定管理者：公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団。以下「文化会館」という。）では、平成23年度から地域における文化芸術の更なる振興を図ることを目的に、「文化芸術活性化パートナーシップ事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。

毎年、文化会館を拠点として、文化会館と共に地域の文化芸術振興を担っていただける本事業の団体（以下「パートナー団体」という。）を募集し、地域の皆様に魅力ある舞台芸術を披露していただく「無料公演」や、未来を担う子どもたちへの「教育プログラム」開催に、文化会館と協働で取り組んでいただいています。

文化会館はパートナー団体（各文化会館1団体）に対し、練習場所として文化会館を利用される際の会場利用料金の一部負担や、「無料公演」及び「教育プログラム」開催時の一部費用負担、パートナー団体の活動情報の発信、地域での活動機会のコーディネートを行います。

1 募集対象

- （1）音楽、舞踊、演劇に関わる活動を行っている文化芸術団体。プロ・アマチュアは問いません。
- （2）原則、京都市内に住所又は活動拠点がある団体とします。

2 事業内容

（1）パートナー団体への活動支援

ア 文化会館のホール又は創造活動室を練習で利用する場合、通常利用料金の20%の料金で利用できます（文化会館が80%負担します。）。

イ 上記「ア」の練習利用時の付属設備（ピアノ、奏者用椅子、譜面台など）の利用料金は、全額文化会館が負担します。

※ 文化会館が負担する練習に係る費用については、年度予算の都合により、利用可能回数に上限があります。

【例】土・日・休日でホールの夜間1区分を利用する場合、年間の利用回数は、概ね20区分までとなります（ただし、曜日・利用区分等によって利用可能回数は変わります。）。

ウ パートナー団体の活動に関する情報発信を支援します（文化会館内にチラシの配架設備等を確保、文化会館のホームページ等で情報を発信）。

エ 地域での活動機会（アウトリーチ活動）をコーディネートします。

（2）文化芸術活動について

ア 活動拠点となる文化会館と協働し、地域の文化芸術振興の活動を行っていただくパートナー団体として、「無料公演」を活動拠点となる文化会館で年1回以上開催していただきます。

なお、会場利用料金及び付属設備利用料金等は、全額文化会館が負担します（Ⅱの2参照）。

イ 活動拠点となる文化会館と協働して、地域の18歳未満の子どもたちを対象に、ワークショップやミニコンサートなどの「教育プログラム」を活動拠点となる文化会館等で年1回以上開催していただきます。

なお、文化会館内で開催する場合、会場利用料金及び付属設備の利用料金等は、全額文化会館が負担します（Ⅱの2参照）。

※ 「無料公演」及び「教育プログラム」は、地域の多くの方々に参加しやすいように、入場料無料で開催します。

※ 「無料公演」及び「教育プログラム」を有料で開催又はパートナー団体に収益が発生する公演を行う場合は、本事業の対象外の公演となり、公演開催に係る会場利用料金及び付属設備利用料金等は、全額パートナー団体の負担となります。

3 活動期間

（1）活動期間：令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの1年間

（2）練習でホール又は創造活動室を利用できる時間帯

- ◆ 午前区分：午前9時～正午
- ◆ 午後区分：午後1時～午後5時
- ◆ 夜間区分：午後6時～午後9時30分

※ 区分間の時間帯は、連続して区分を利用する場合のみ利用できます。

（3）利用できない日

- ◆ 休館日（毎週火曜日で、その日が休日に当たる場合はその後の平日）、年末・年始（12月28日～翌年1月4日）
- ◆ 施設・設備点検等のため臨時休館となった場合
- ◆ 京都市北文化会館において、スポーツ利用日はホールを利用できません。

4 活動の際の留意点

（1）定期的な練習利用はできません（例：毎週水曜日、毎月第1水曜日など）。

（2）毎月上旬に、文化会館から概ね3箇月先の練習利用可能なホール及び創造活動室の空き状況をお知らせします。その後、利用予約ができます。

（3）原則、練習はホールを利用していただきますが、ホールの利用希望日に空きがなく、創造活動室が空いている場合は、創造活動室を利用できます。

（4）練習利用時には、文化会館の舞台技術スタッフは立会いません。

（5）ホール音響反射板については、利用日前後の舞台設備の設置状況等により、使用できない場合があります。

（6）「無料公演」及び「教育プログラム」終了後、概ね1箇月以内に「活動実績報告書」を文化会館に提出する必要があります。

（7）文化会館では楽器や物品の預かり、保管はしません。

（8）次の事項に該当する場合は、利用の制限、利用許可の停止又は利用の取消しを行うことがあります。

ア 本制度の趣旨に反すると認められる行為があったとき。

イ 文化会館の利用に関する規則等に反したとき。

ウ 文化芸術活動（「無料公演」及び「教育プログラム」）を実施しなかったとき。

II パートナー団体の費用負担

1 練習での施設利用料金

- (1) 練習でホール及び創造活動室を利用する場合、通常利用料金の20%の料金は、パートナー団体の負担となります。
控室等でホール及び創造活動室以外の施設（リハーサル室、会議室、和室、保育・休養室）を利用する場合、その利用料金は、全額パートナー団体の負担となります。
- (2) ホール及び創造活動室の付属設備利用料金は、全額文化会館が負担します。

2 「無料公演」及び「教育プログラム」における費用負担

- (1) ホール及び創造活動室の利用料金、付属設備利用料金、レクレーション保険料（必要な場合に限る。）、著作権使用料は、文化会館が負担します。また、ホールで公演を開催する場合、舞台、音響、照明（各1名）の舞台技術スタッフがつきます。
- (2) 控室等でホール及び創造活動室以外の施設（リハーサル室、会議室、和室、保育・休養室）を利用する場合、その利用料金並びに付属設備利用料金、舞台増員人件費（舞台：ひな壇組み等、照明：演出による、音響：3ch以上のマイク使用等の場合）、ピアノ調律料、楽器賃借料、楽器運搬費、楽譜印刷費、謝礼（指揮者、指導者等）などの費用は、パートナー団体の負担となります。
- (3) パートナー団体が、文化会館以外の施設等で「教育プログラム」を開催する場合の施設利用に係る費用は、パートナー団体の負担となります。

3 広告宣伝費

- (1) 「無料公演」及び「教育プログラム」に係る宣伝用チラシ及び配布用プログラムの印刷費、また、財団所有のプリンターで色上質紙に印刷する場合等の用紙代は、文化会館が負担します。
- (2) 「無料公演」及び「教育プログラム」の広告宣伝用のチラシ及び配布用のプログラムのデザインは、パートナー団体に行っていただきます。
- (3) 広告宣伝用のチラシ及び配布用のプログラムのデザインを外注した場合や新聞等に広告を掲載する場合の費用は、パートナー団体の負担となります。

III 応募方法

1 募集期間

令和4年10月1日（土）から同年10月20日（木）まで

2 相談会

本事業について、相談会を実施します。相談会への参加を希望する方は、事前に電話又はメールでお申込みください。

※ 申込みの際、担当者名、連絡先、参加人数、希望する時間（3候補）をお知らせください。後日、調整のうえ、開始時間を連絡します。

日	時	場	所
令和4年10月16日（日）	午後2時～午後4時	京都市北文化会館 第4会議室	（京都市北区小山北上総町49番地の2 キタオオジタウン内）

申込先：公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内） 文化会館管理課（担当：野口、豊田）

電話：075-711-2980（受付期間：令和4年10月1日（土）～15日（土）の午前9時～午後5時。ただし、同年10月3日（月）を除く。）

mail：bk-kanri@kyoto-ongeiibun.jp（受付期間：同年10月1日（土）～15日（土））

3 応募方法

本パンフレットに添付の「パートナー団体応募申込書」、「活動計画書」、「構成員名簿」に必要事項をご記入のうえ、活動実績資料を添付し、令和4年10月1日（土）から同年10月20日（木）（必着）までの間に、活動を希望される文化会館へ直接又は郵送によりご提出ください。

※ 文化会館では、休館日（同年10月4日、11日、18日の火曜日）を除く、午前9時から午後5時まで受付

※ 上記3つのシート（Excelシート）は、文化会館のホームページからダウンロードできます。

【活動実績資料】

DVD又はUSBメモリーによる公演等の映像やCDによる音源のほか、過去の公演等の宣伝用チラシ、配布用プログラム、写真、新聞や雑誌の掲載記事など、申込者の活動内容が分かるものをご提出ください。

なお、ご提出いただいた資料は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

4 選考

- (1) パートナー団体の選考は、選考委員会において厳正なる審査を行い決定します。
- (2) 実技や面接による審査は行いません。ご提出いただいた資料に基づき審査を行います。

5 選考結果の通知

選考結果は、令和5年1月下旬頃、応募された全団体に文書で通知します。

6 問い合わせ先

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内） 文化会館管理課（担当：野口、豊田）

電話：075-711-2980 / mail：bk-kanri@kyoto-ongeiibun.jp

7 対象となる文化会館の所在地及び施設（ホール）概要

(1) 京都市東部文化会館

〒607-8169 京都市山科区栂辻西浦町1番地の8
電話：075-502-1012
舞台：間口15m・奥行11.5m・高さ7m
客席定員：550席（固定席498席・補助席52席）
アクセス：市営地下鉄東西線「栂辻駅」下車（1番出口より徒歩7分）
※有料駐車場あり
<https://www.kyoto-ongeibun.jp/toubu/>



(2) 京都市呉竹文化センター

〒612-8085 京都市伏見区京町南七丁目35番地の1
電話：075-603-2463
舞台：間口15m・奥行11m・高さ7m
客席定員：600席
アクセス：京阪電車京阪本線「丹波橋駅」西口前
近鉄電車京都線「近鉄丹波橋駅」西口前
※駐車場なし
<https://www.kyoto-ongeibun.jp/kuretake/>



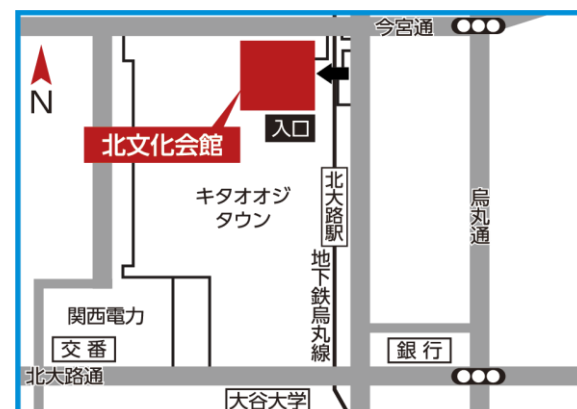
(3) 京都市西文化会館ウエスティ

〒615-8225 京都市西京区上桂森下町31番地の1
電話：075-394-2005
舞台：間口14m・奥行11m・高さ7m
客席定員：448席
アクセス：阪急電車嵐山線「上桂駅」下車（徒歩15分）
※有料駐車場あり
<https://www.kyoto-ongeibun.jp/westy/>



(4) 京都市北文化会館

〒603-8142 京都市北区小山北上総町49番地の2
(キタオオジタウン内)
電話：075-493-0567
舞台：間口18m・奥行12m・高さ8m
客席定員：405席（車椅子用席を含む。）
アクセス：市営地下鉄烏丸線「北大路駅」下車（1番出入口）
※駐車場なし
<https://www.kyoto-ongeibun.jp/kita/>



(5) 京都市右京ふれあい文化会館

〒616-8065 京都市右京区太秦安井西裏町11番地の6
電話：075-822-3349
舞台：間口15m・奥行11m・高さ7.5m
客席定員：452席（固定席448席・車いすスペース4席）
アクセス：JR山陰本線嵯峨野線「花園駅」下車（300m）
市営地下鉄東西線「太秦天神川駅」下車（1番出口から800m）
※有料駐車場あり
<https://www.kyoto-ongeibun.jp/ukyo/>

